

# 居宅介護支援 重要事項説明書

<令和8年2月1日改訂>

## 1, 居宅介護支援事業所の概要

### (1) 介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	社会福祉法人暁会 やはず居宅介護支援事業所
代表者	理事長 吉水 千賀子
所在地	〒747-0014 山口県防府市大字江泊 1790 番地
電話番号	0835-38-5373
介護保険指定番号	3570601082
サービスを提供する地域	防府市全域（但し離島を除く）

### (2) 職員体制

管理者	松永 美鈴（主任介護支援専門員）
-----	------------------

職名	業務内容	人員数
管理者	事業所の運営及び業務全般の管理 ※主任介護支援専門員業務と兼務	常勤1名
介護支援専門員	介護計画の作成及び給付管理	常勤1名

### (3) 営業日及び営業時間

営業日 月曜日から金曜日まで。

但し、祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く。

営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで

但し、時間外は携帯電話で対応することとします。

### (4) 事業所の運営方針

- ・心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づいて、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、可能な限り、在宅において自立した生活を営めるよう支援していきます。
- ・要介護状態の悪化防止に努め、医療サービスとの連携に十分配慮していきます。
- ・利用者の意思及び人権を尊重して、常に利用者の立場に立って偏ることなく公平中立に提案していきます。

## 2, 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- ・介護保険サービスの概要説明
- ・契約書および重要事項説明書の説明並びに締結
- ・資料提供申請書の説明及び承諾
- ・利用者の問題点、課題の把握(アセスメント)とサービスに対する意向の確認
- ・サービス内容の提案
- ・把握された課題に基づき、サービス計画原案の作成
- ・サービス担当者会議の開催
- ・サービス担当者との連絡・調整
- ・ケアプランの作成と利用者の同意
- ・サービスの実施
- ・継続的な相談・援助

### 3, 利用料金

#### (1) 別紙記載

#### (2) 交通費

前記1 (1) のサービスを提供する地域に居住する方は無料です。

それ以外の地域の方は介護支援専門員がお訪ねするための交通費が必要であり、その詳細は下記の通りです。

原則として、公共交通機関による移動を基本とさせていただきます。

移動手段	交通費
① 公共交通機関	実 費
② 車	当事業所より 10 km未満 500円、10 km以上 1,000円

※なお、地域によりましては車での移動を基本とさせていただく場合があります。

#### (3) 介護支援専門員の訪問頻度

原則として1カ月に1度の訪問とさせていただきますが、その他必要に応じて随時実施いたします。
---

#### (4) 解約料

ご利用者の都合により解約した場合でも解約料はいただきません。

### 4, サービスの利用方法

#### (1) サービスの利用開始

契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

ご利用者、ご家族はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について

- ・複数の事業所の紹介を求めることが可能です。
- ・当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。

#### (2) サービスの終了

##### ①ご利用者の都合でサービスを終了する場合

利用者の方から申し出くだされば、いつでも解約することができます。

##### ②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等のやむを得ない事情によりサービス提供を終了させていただくことがあります。その場合には終了1カ月前までに通知するとともに、地域の居宅介護支援事業所をご紹介します。

##### ③自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。

- ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合。
- ・要介護認定で非該当（自立）の場合。
- ・ご利用者が亡くなった場合。

#### (3) サービス利用のために

事項	有無	
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される方はご相談ください
介護支援専門員への研修の実施	○	継続研修を実施します
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中でご利用者のご都合により解約した場合の解約料	×	前記3の(4)参照

※入院時の医療機関との情報連携や円滑な退院支援のために担当ケアマネの連絡先を保険証等と一緒に保管して下さい。

## 5, サービス内容に関する苦情

### (1) 当事業所ご利用者相談・苦情担当

当事業所が提供するサービスに関するご相談・苦情を承ります。

苦情解決責任者 吉水 千賀子 (理事長) 居宅介護支援相談窓口責任者 坂林 和博 (施設長) 居宅介護支援相談窓口担当 松永 美鈴 (管理者)	所在地 防府市大字江泊 1790 番地  電話番号 (0835)38-5373  F A X (0835)38-5374  受付時間 8 : 30 ~ 17 : 30
第三者委員 弘中 稔悟 足立 修 山村 美津江	所在地 電話番号 防府市酢貝 (0835) 38-1468 防府市大字牟礼 400 (0835) 21-1206 防府市岩島 1-6-10 (0835) 38-1252

※第三者評価は、実施しておりません。

### (2) 苦情解決の手順

- ① 上司に報告し対応策を協議します。
- ② 担当者は解決方法をご利用者に説明します。

### (3) その他

当事業所以外に、行政機関・その他苦情受付期間窓口に苦情を伝えることができます。

防府市高齢福祉課	所在地 防府市寿町 7 番 1 号 電話番号・FAX 0835-25-2979 0835-27-0098 受付時間 8 : 30 ~ 17 : 15
国保連合会 介護サービス苦情相談窓口	所在地 山口市大字朝田岡の口 1980 番地の 7 電話番号・FAX 083-995-1010 FAX なし 受付時間 9 : 00 ~ 17 : 00

## 6, 秘密の保持

- ① 当事業所は、業務上知り得たご利用者又はその家族の秘密を厳守します。
- ② 当事業所は、介護支援専門員その他従業者であった者から業務上知り得たご利用者様又はその家族の秘密が漏れることがないように管理を徹底します。
- ③ 前二項の規程に関わらず事業者は、ご利用者様またはそのご家族に関する個人情報についてご利用者様の介護に関係した必要な範囲内でのみサービス担当者会議等において情報提供を致します。

## 7, 事故発生時の対応

- (1) 居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、ご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録に残します。
- (3) 賠償すべき事故の場合、速やかに損害賠償をおこないます。

## 8, 緊急時の対応方法

訪問中に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医、又は歯科医、家族等に連絡を取る等必要な措置を講じます。

## 9, 虐待の防止

(1) 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講じるよう努めます。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

(2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

## 10, 暴言・暴力・ハラスメントについて

暴言・暴力・ハラスメントに対するために次に掲げる措置を講じます。

- (1) 暴言・暴力・ハラスメントに対し組織・地域での適切な対応を図ります。
- (2) 職員に対する暴言・暴力・ハラスメントを防止し、啓発・普及するための研修を実施しています。
- (3) 暴言・暴力・ハラスメント行為が利用者やその家族から、職員にあった場合には解約するだけでなく法的な措置とともに損害賠償を求めることがあります。

### 【具体的な暴言・暴力・ハラスメントの例】

- 暴力又は乱暴な言動 殴る・蹴る・物を投げつける・刃物を向ける・怒鳴る・奇声や大声を発する など
- ハラスメント行為 不必要に体を触る・手を握る・腕を引っ張り抱きしめる・卑猥な言動をする など
- その他 過大な要求・理不尽な要求・職員や他者の個人情報を求める・ストーカー行為 など

## 11, 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制での早期業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に実施するよう努めます。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 12, 感染症の予防およびまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、またはまん延しないように、次の措置を講じるよう努めます。

- ① 事業所における感染症の予防およびまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします)を定期的開催します。
- ② 介護支援専門員に対し、感染症の予防およびまん延防止のための研修および訓練を定期的実施します。
- ③ 事業所における感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備します。

### 13, 身体拘束等の適正化の推進

事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束等を行なってはならないこととし、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

#### ◆ 利用料(令和6年4月1日)

居宅介護支援に係る利用料については、下表のとおりとしますが、介護保険制度から全額が給付されるため、原則として利用者様の負担はありません。

ただし、介護保険料の滞納等の事情により法定代理受領サービスでなくなった場合には、一旦費用の全額を負担していただくこととなります。

居宅介護支援費（要介護1～2）	10,860円	居宅介護支援費（要介護3～5）	14,110円
-----------------	---------	-----------------	---------

	加算	加算額	内容・回数等
要介護度 による 区分なし	初回加算	3,000円	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算Ⅰ	2,500円	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに病院等の職員に必要な情報提供をした場合(Ⅰ)
	入院時情報連携加算Ⅱ	2,000円	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に病院等の職員に必要な情報提供をした場合(Ⅱ)
	退院・退所加算(Ⅰ)イ	4,500円	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画の作成をした場合。 (Ⅰ)イ 連携1回 (Ⅰ)ロ 連携1回(カンファレンス参加による) (Ⅱ)イ 連携2回以上 (Ⅱ)ロ 連携2回(内1回以上カンファレンス参加) (Ⅲ) 連携3回以上(内1回以上カンファレンス参加)
	退院・退所加算(Ⅰ)ロ	6,000円	
	退院・退所加算(Ⅱ)イ	6,000円	
	退院・退所加算(Ⅱ)ロ	7,500円	
	退院・退所加算(Ⅲ)	9,000円	
	通院時情報連携加算	500円	
	ターミナルケアマネジメント加算	4,000円	在宅死亡の末期の悪性腫瘍の利用者に対し24時間連絡体制を整備し必要に応じ居宅介護支援を提供した場合
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行いサービス等の利用調整した場合	
同一建物減算	所定単位数 ×95/100	利用者が居宅介護支援事業所と併設・隣接しているサービス付き高齢者向け住宅等に入居している場合	

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

所在地 防府市大字江泊 1790 番地

名称 社会福祉法人 暁会

やはず居宅介護支援事業所 印

説明者 氏名 松永 美鈴 印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名 印

利用者家族 住所

氏名 印

私は、本人が認知症又は判断能力の低下があるために代理で契約書および重要事項の内容に同意し代筆を行います。

続柄( )

氏名 印

(本書面と同時に「契約書」にも署名・捺印をし、それをもって契約開始となります。)